

## 日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見

- ※1 8月21～9月20日の30日間で、行政手続法に基づきパブリックコメントを実施。計730件の御意見の提出があった。
- ※2 「○」は主に緩和、「●」は主に厳格化を求める御意見。

認定日本語教育機関に係る主な御意見教員及び職員の体制に関すること

- 「生活」や「就労」の課程を担当する本務等教員は必ずしもフルタイムでなく、柔軟な勤務形態を可能にしてほしい。
- 教員の数及び本務等教員数について、現行の法務省告示機関制度と同様に課程ごとではなく機関ごとの収容定員数に応じて算出すべき。
- 現行の法務省告示機関の経過措置に合わせ、本務等教員の配置を収容定員60人に1人にしてほしい。
- 大学の日本語教員全体の多くが非常勤という実態を踏まえ、大学として別科の運営を適切に行っていることが証明できる場合は、専任教員数を限定しないこと。
- 日本語教員の登録制度について、大学の他の科目及び他の別科においては求められていないことから、教授会等の教員審査などで科目担当者として適切な教員を雇用していることが証明できる場合は登録を求めないこととすべき。
- 適切な管理体制の整備の観点から、校長は常勤である必要があるのではないか。
- 法務省告示機関において不安定な雇用が問題となっており、本務等教員の要件として、雇用期間の定めのない雇用形態等の雇用形態に関わる要件を規定すべき。フルタイムでの雇用を求めるべき。
- 教員の質の確保や業務量改善のため、収容人数に対する教員数の割合基準を増やすべき。
- 教員の担うべき業務は授業に留まらず、また、研修により研鑽を積む時間等も必要となるため、週25単位時間の上限を下げるべきではないか。

施設・設備に関すること

- 教員の働き方の効率化や効果的な教育等のため、教育及び事務のためICT環境の整備について基準を定めるべき。

日本語教育課程に関すること

- 6か月の課程について、日本語教育の参照枠で示されたB2以上の到達目標であること

との制限を外すべき。

- 「就労」や「生活」の課程について、遠隔地や子育て中の方への配慮としてフルオンラインの課程も認定すべき。
- 退学者について、やむを得ない場合に、ドロップアウトとみなして学生及び機関に不利益な扱いがないようにすべき。
- 同時に授業を行う生徒数 20 人以下の例外について、質保証の観点から基準を明確化すべき。
- 入学後のミスマッチを防ぐため、入学者募集に当たり各機関の教育内容について応募者に明示を求めるべき。
- 教育の適正な実施のため、入学者選抜の適正な実施を求めるべき。
- 大学又は専門学校である場合、160 単位時間を上限に、日本語教育課程以外の科目が履修できることになるが、生徒の日本語能力が一定水準以下の場合は、登録日本語教員が補助者として常に授業に入り、生徒を支援することとすべき。

#### 生徒の学習上及び生活上の支援体制に関すること

- 日本語教育機関が立地する地域での、信頼関係をどう構築するか、具体的な方針を持つことを認定の基準とすべき。

#### その他認定日本語教育機関に関すること

- 情報公表について、大学の HP の情報公開に別科を含む非正規の学生数が含まれている場合は、それを持って代えられること。認証評価や自己点検においても同様とすること。
- 学費の返還に関するトラブル防止のため、学費返還のルールを公表を求めるべき。
- 自己評価を形骸化させないため、そのための体制等を求めるべき。
- 日本語教育開始年月日について、情報公表の項目に追加すべき。

#### 登録実践研修機関に関すること

- 日本語教育の現場は多様であり、指導者の要件のうち学位は日本語教育に係るものに限定すべきでない。
- 学習者のレベルの違いに対応するため、実践研修は初級学習者と中級学習者を対象にそれぞれ 4 5 時間、合計 9 0 時間確保すべき。
- 指導者の要件について、現場感覚を求める観点から、研究業績のみでなく日本語教育の実務経験を求めるべき。

#### 登録日本語教員養成機関に関すること

- 教授者の要件について、日本語教育は幅広い領域をカバーするもので、さまざまな知見が活用できる分野でもあるため、できるだけ幅広い専門分野を認めるべき。
- 教授者の要件について、現行の養成課程で勤務する者については要件を満たすこととすべき。
- 教授者の要件として、日本語教育や日本語学の専門家を求める観点から、修士号以上の学位を必須とすべき。
- 養成課程の科目について、言語学に偏りすぎず、日本語学、文化相対主義、国際情勢、歴史等の内容を追加すべき。

#### 登録日本語教員の登録の経過措置に関すること

- 認定日本語教育機関以外においても登録日本語教員を採用する者が出ることが想定される等のため、パブコメ案で定義された現職者以外で現行の法務省告示機関の教員要件を満たす者についても経過措置の対象としてほしい。
- 日本語教育の現場は多様であり、地域日本語教室でのボランティア、小学校や夜間中学での勤務、高校進学希望者を対象としたNPO法人、公的機関からの海外への派遣、海外機関での勤務、オンラインスクールでの指導、プライベートレッスン、技能実習の監理団体の委託を受けて実施した指導、フリーランスでの経験等、法務省告示機関や大学以外の多様な機関・形態での勤務を、経過措置の対象となる現職教員の要件としての勤務経験として認めてほしい。
- 現職教員への負担軽減等のため、現行の養成課程等の修了者について応用試験を免除してほしい。
- 現行の養成講座の質にはばらつきがあり、日本語教育能力検定試験に合格していない者については基礎試験も応用試験も受験させるべき。
- 現在水準が一定していない日本語教師の水準の安定を目指して国家資格を創設したものであり、経過措置を設けるべきではない。
- 専門家集団が専門性を広く認められるためには、一定の専門性が証明できない者を集団に入れられないことが必須で、日本語教師の社会的地位向上のためにも試験の免除には反対する。

#### その他の主な御意見

- 日本語教員試験の実施日、実施場所について地方在住者等に配慮すべき。日本語教員試験は複数回の実施、CBT方式の実施を検討すべき。
- 日本語教師の労働環境向上や待遇改善に向けた取り組みを進めるべき。
- 法制度そのものの理解促進や法令の解釈の明確化など、制度のわかりやすい周知をして

ほしい。